獣医師免許をお持ちの皆様へ

氏名、住所、就業状況等の情報を、お住まいの都道府県に届け出てください。

◎ 獣医師には、**獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務付け**られています。

◎ **令和８年度は届出が必要**です。

◎ 届出様式に令和8年12月31日現在の状況を記入の上、**令和9年1月1日から1月31日まで**に、**お住まいの都道府県に提出**してください。

※届出様式や記載方法は農林水産省HP（下記URL又は右上の二次元コード）に掲載しています。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html

オンラインで届出できます!
詳しくはこちら

獣医師　届出　検索

- 期日までに届出をしなかった場合、免許の取消し又は業務停止を命じられることがあります。
- 期日を過ぎての届出はできません。また、届出を忘れた場合等の問い合わせにも応じられません。
- 本届出は獣医師の分布、就業状況等を的確に把握したり、獣医療に関する通知等の情報配信等のために利用されます。

※ 結婚等により、本籍地の都道府県、氏名や性別が変更された場合は、変更があった日から30日以内に、登録事項の変更申請が別途必要です。
詳細は、農林水産省HP（下記URL等）に掲載しています。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b

農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課獣医事監視班